

別紙 データセンター要件

項目番号	要件
①	日本国内に所在すること。
②	建物全体に防犯対策が講じられていること。
③	データセンターの周囲半径100メートル以内に消防法による指定数以上の危険物製造設備、火薬製造設備、高圧ガス設備がないこと。隣接建物から延焼防止の為に十分な距離が保たれていること。
④	1981年6月改正の建築基準法に準拠した構造であること。
⑤	IEC（国際電気標準会議）の内部雷保護システムに対応した雷対策を講じていること。
⑥	300kg/㎡以上の床荷重に対応可能であること。
⑦	消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）の関連国内法令、並びにこれらに基づく規格及び基準に準拠していること。
⑧	分電盤からラック付近までの配線及びコンセントを用意すること。
⑨	法定点検や工事等により商用電力を停止する場合でも、機器類に給電を継続する措置として、電源設備の二重化等を行うこと。
⑩	停電時に自家発電機が起動するまでに、瞬断することなくサーバー機器に10分以上十分な電力供給が可能な容量を持つ無停電電源装置（UPS）が設置されていること。
⑪	商用電力の供給が停止した場合、コンピューターシステムに影響を及ぼさない状態を確保できるよう十分な容量を持つ非常用自家発電設備が設置されていること。 自家発電設備は、商用電力の供給が止まった場合でも停止から1分以内（この間はUPSから電力供給）に電力が供給できること。
⑫	サーバールームの機器等に対して十分な空調能力があること。
⑬	空調設備は24時間365日連続して稼動可能であること。
⑭	温度、湿度は機器等の安定稼動に影響を及ぼさないように、温度は25°C±3°C、湿度は50%±20%で保たれていること。
⑮	空調設備及び配水管周りに漏水検知システムを設置していること。
⑯	火災報知設備、消火設備、非常照明設備等の建築設備が設置されていること。
⑰	建物及び室内の内装は、不燃防火性能を有する材料を用いること。
⑱	高感度の煙センサーを設置すること。
⑲	サーバールームは、設置機器に影響を与えないよう、水を使用しない不活性ガス（窒素ガス等）の消火設備を設置していること。
⑳	データセンターへの入退管理は、監視要員とセキュリティ管理システムにより、24時間365日実施されていること。
㉑	入室ドアは十分な強度を持った防火扉等とし、サーバールームは外部から内部を見とおせない窓なしとする等の対策を講じられていること。
㉒	サーバールームの出入り口は、非常口を除き、階段、廊下等建物共用部から直接入れない位置に設けていること。また、屋外側の窓、外壁、天井及び床からの水の侵入が無いこと。
㉓	入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備（ICカード等）により、許可された者のみ入退室が可能なこと。
㉔	入退室者が記録媒体（CD、メモリーカード、メモリスティック等）を不正に所持し、持出持込することができない体制であること。
㉕	サーバールームのラックは、不正アクセスや不正操作防止のため鍵付きラックを使用すること。
㉖	サーバールーム及び館内、建物外周を監視するための監視カメラを設置していること。
㉗	施設内の電源設備、空気調和設備、セキュリティ設備等は、常時故障監視がされるとともに巡回監視が実施されていること。またサーバー室は、複数の監視カメラにて目視監視可能であり、記録データは3ヶ月以上保管できること。
㉘	複数の通信事業者の回線の引き込みが可能であること。
㉙	通信回線は、100Mbps以上の帯域の専用回線が利用できること。